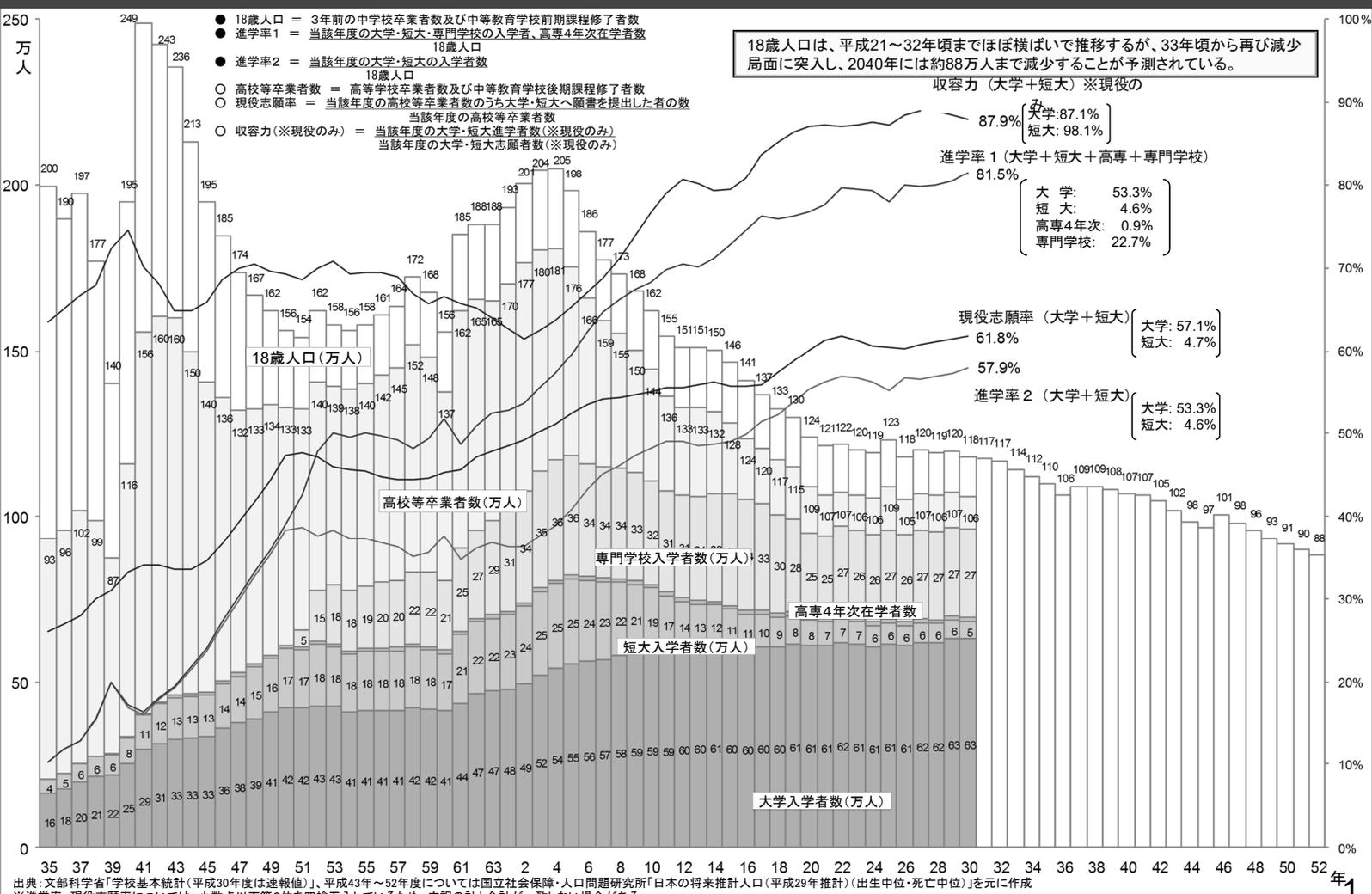


I. 18歳人口及び高等教育機関への入学者・進学率等の推移

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



高等学校卒業生数・大学(学部)志願者数・大学(学部)入学定員の推移

年度	高等学校等卒業生数	大学(学部)入学志願者数	大学(学部)入学者数			大学(学部)入学定員			大学(学部)進学率		
	計	計	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 10	1,441,061	790,423	590,743	107,311	21,205	462,227	515,735	102,526	19,813	393,396	36.4%
11	1,362,682	756,422	589,559	105,240	22,629	461,690	524,807	99,899	21,011	403,897	38.2%
12	1,328,940	745,200	599,655	103,054	23,578	473,023	535,445	97,297	21,792	416,356	39.7%
13	1,327,109	750,331	603,953	103,013	24,125	476,815	539,370	97,337	22,289	419,744	39.9%
14	1,315,079	756,333	609,337	103,301	24,276	481,760	543,319	97,072	22,399	423,848	40.5%
15	1,281,656	742,934	604,785	103,762	25,153	475,870	543,818	97,187	22,916	423,715	41.3%
16	1,235,482	722,227	598,331	103,552	25,074	469,705	545,261	96,525	23,084	425,652	42.4%
17	1,203,251	699,732	603,760	104,130	26,050	473,580	551,775	96,485	24,063	431,227	44.2%
18	1,172,087	690,435	603,054	104,027	26,935	472,092	561,959	96,393	25,033	440,533	45.5%
19	1,148,108	689,673	613,613	102,455	26,967	484,191	567,123	96,278	25,235	445,610	47.2%
20	1,089,188	670,371	607,159	102,345	27,461	477,353	570,250	95,956	25,462	448,832	49.1%
21	1,065,412	668,590	608,731	101,847	28,414	478,470	573,223	96,272	26,532	450,419	50.2%
22	1,071,422	680,644	619,119	101,310	29,107	488,702	575,325	96,447	27,397	451,481	50.9%
23	1,064,074	674,696	612,858	101,917	29,657	481,284	578,427	96,458	27,742	454,227	51.0%
24	1,056,387	664,334	605,390	101,181	30,017	474,192	581,428	96,497	27,987	456,944	50.8%
25	1,091,614	679,199	614,183	100,940	30,044	483,199	583,618	96,512	28,395	458,711	49.9%
26	1,051,343	661,555	608,247	100,874	30,669	476,704	586,024	96,465	28,823	460,736	51.5%
27	1,068,989	666,327	617,507	100,631	30,940	485,936	588,962	96,277	28,843	463,842	51.5%
28	1,064,352	665,237	618,423	100,146	31,307	486,970	593,347	95,981	29,317	468,049	52.0%
29	1,074,655	679,004	629,733	99,462	31,979	498,292					52.6%

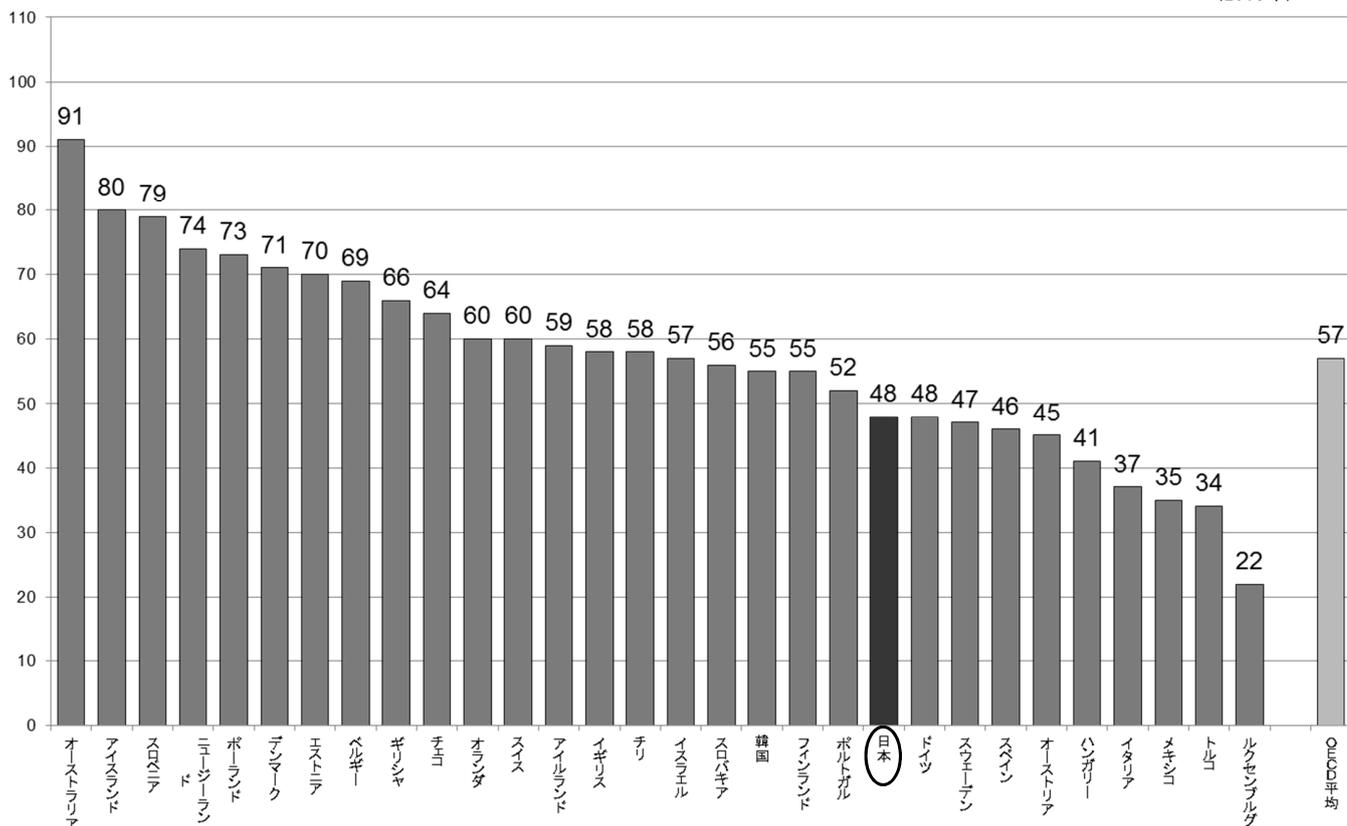
※高等学校等卒業生数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生数(現役のみ)
 ※大学(学部)入学志願者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生のうち、大学(学部)への入学志願者数(過年度卒業生を含む)
 ※大学(学部)入学志願者数については、同一人が2校(学部)以上を志願した場合も1名として計上される。
 ※大学(学部)入学者数・・・大学(学部)への入学者数(過年度卒業生を含む)
 ※大学(学部)進学率・・・大学(学部)入学者数/18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数)

出典：高等学校等卒業生数、大学(学部)入学志願者数、大学(学部)入学者数・・・文部科学省『学校基本統計』
 大学(学部)入学定員・・・全国大学一覧

大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。

(2013年)



注1: このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。
 注2: EAG2015から、医歯薬獣等の6年制課程を含まない数値となっている。

II. 大学入学者選抜の現状

入試方法（大学入学者選抜実施要項上）

○ AO入試 （概要）

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることで、入学志願者の能力・適性や学修に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

- ① 入学志願者自らの意思で出願する公募制。
- ② 知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準としない。
- ③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のいずれかを用いることが必要。
ア 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）の成績
イ 大学入試センター試験の成績
ウ 資格・検定試験等の成績
エ 高等学校の教科の評定平均値
- ④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

（時期）

- ・出願期間は8月1日～。
- ・学力検査を行う場合の試験期日は2月1日～。

○ 推薦入試 （概要）

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記する。
- ② 推薦書・調査書だけでは、入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、AO入試の③ア～ウの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。

※募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。

（時期）

- ・出願期間は11月1日～。
- ・学力検査を行う場合の試験期日は2月1日～。

○ 一般入試 （概要）

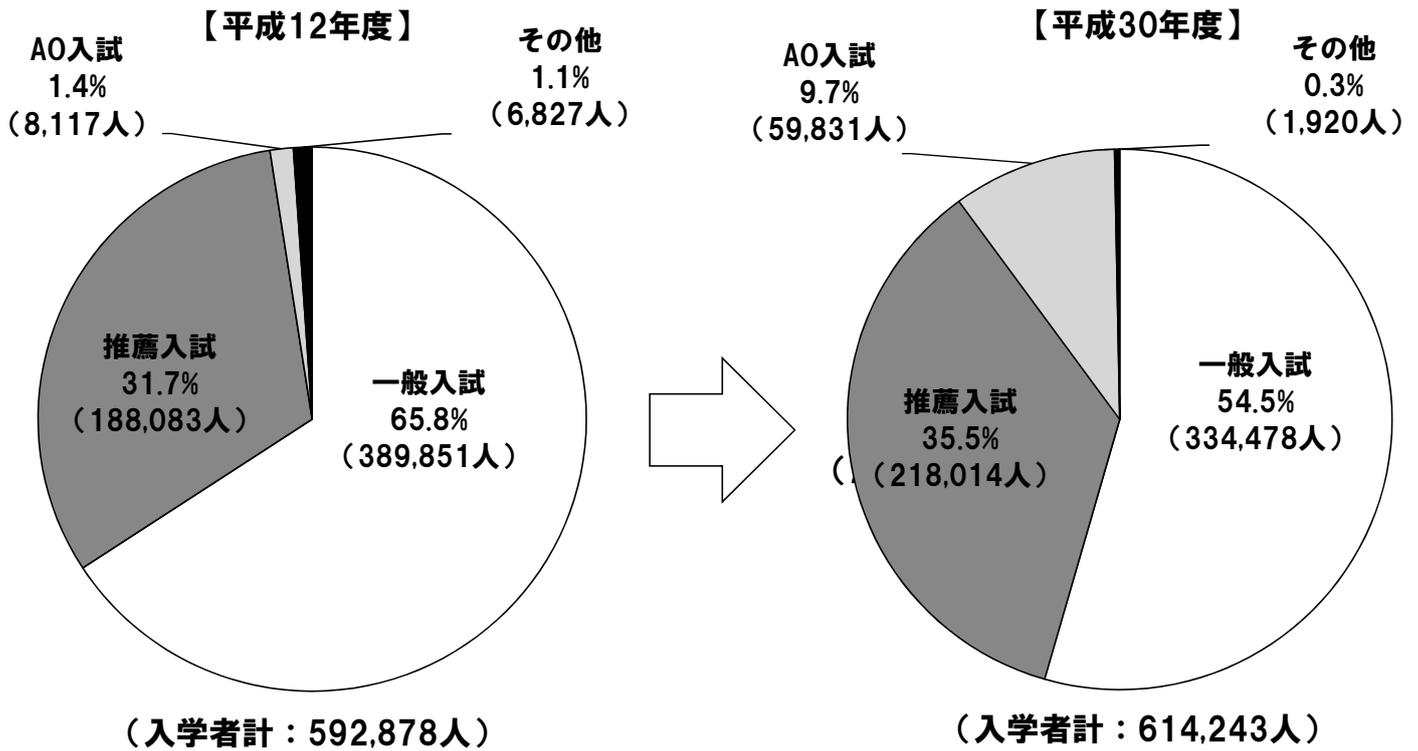
調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法。

（時期）

- ・試験期日は2月1日～4月15日

平成30年度入学者選抜実施状況の概要（平成12年との比較）

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試、推薦入試を経由した入学者が大きく増加しており、入試方法の多様化が進んでいる。

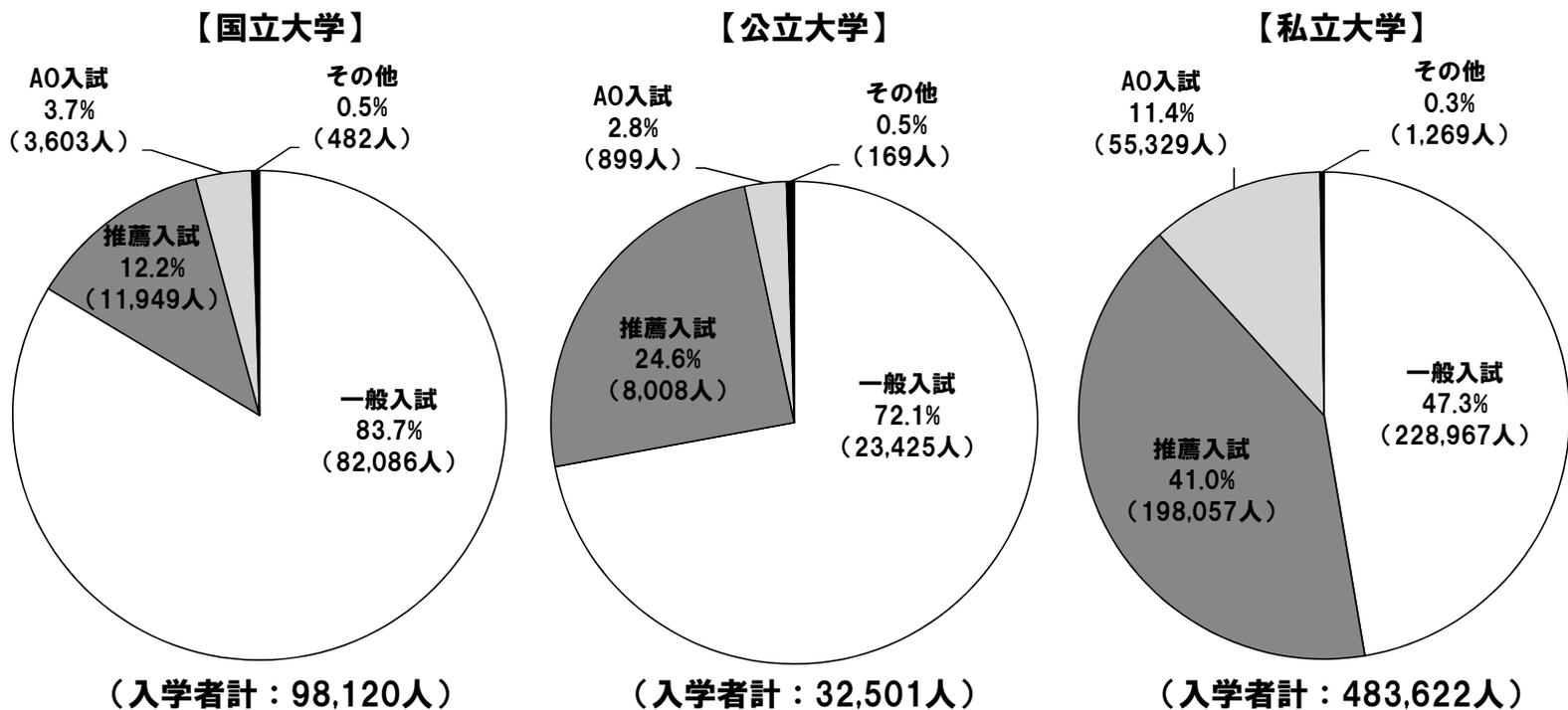


□一般入試 ■推薦入試 □アドミッション・オフィス入試 ■その他

(注)「その他」: 専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

平成30年度入学者選抜実施状況の概要（国公立別）

国公立大学では一般選抜が中心
私立では約半数がAO入試、推薦入試を経由して入学している

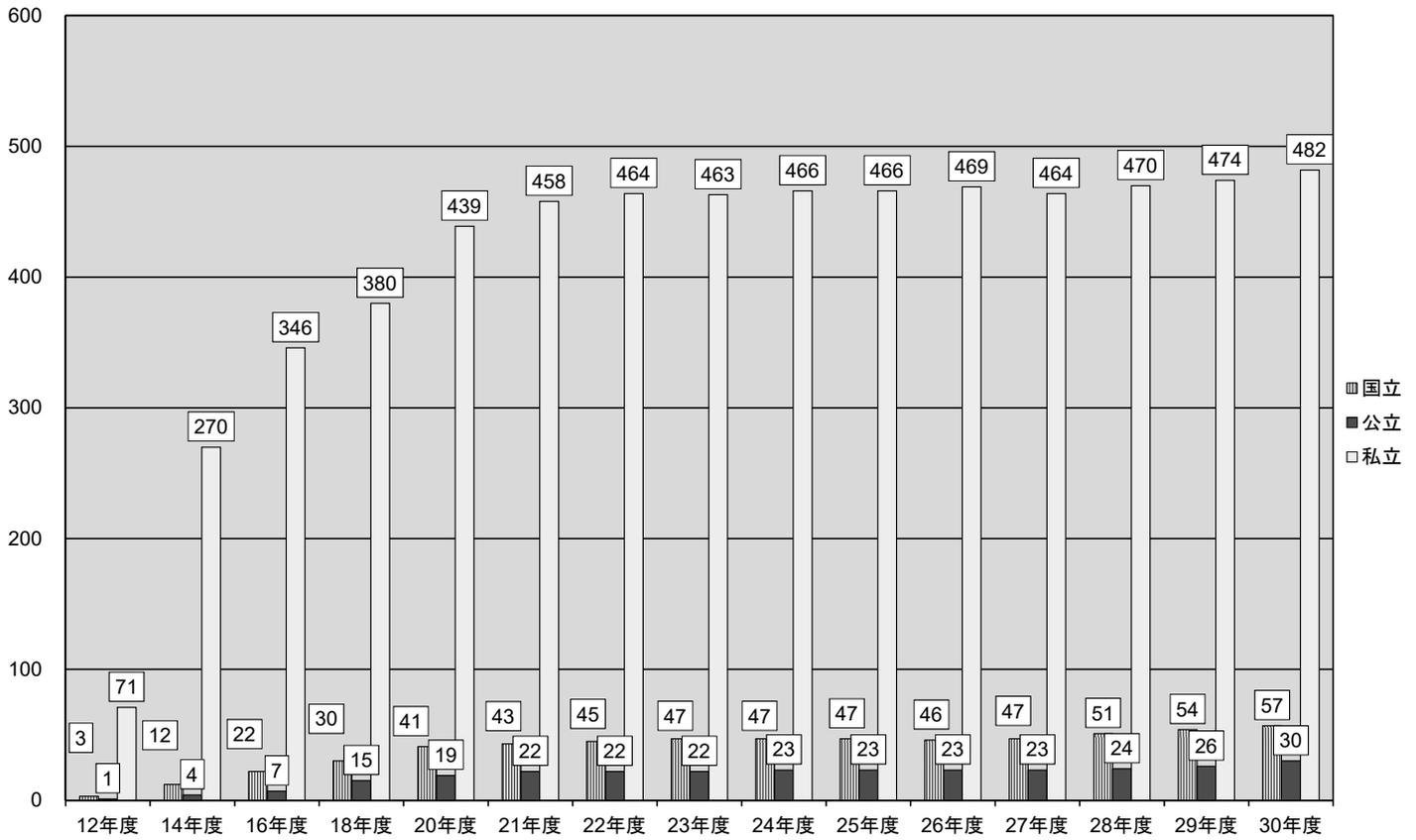


□一般入試 ■推薦入試 □アドミッション・オフィス入試 ■その他

(注)「その他」: 専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

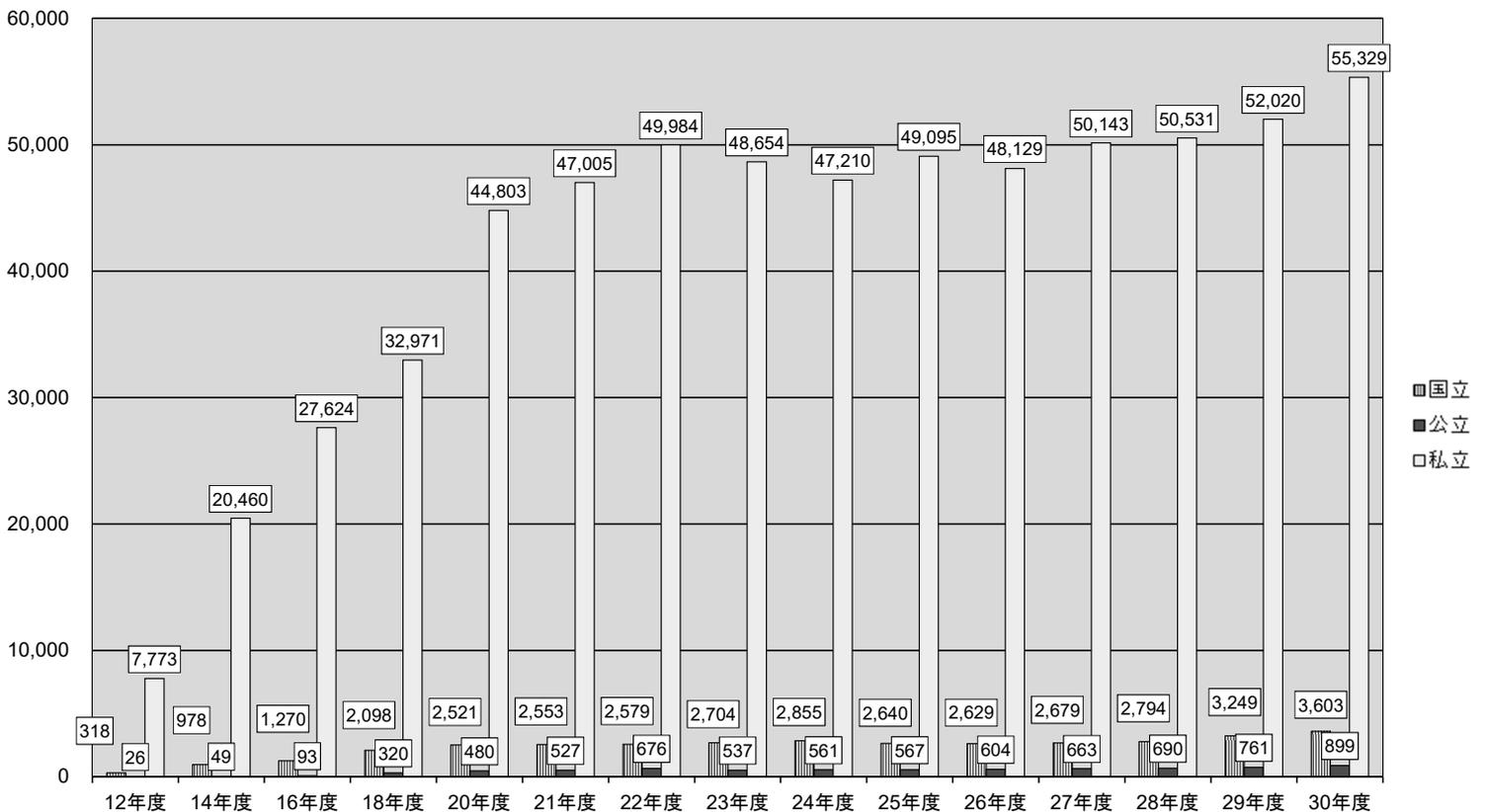
AO入試の実施状況(実施大学数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試を実施する大学数が増加



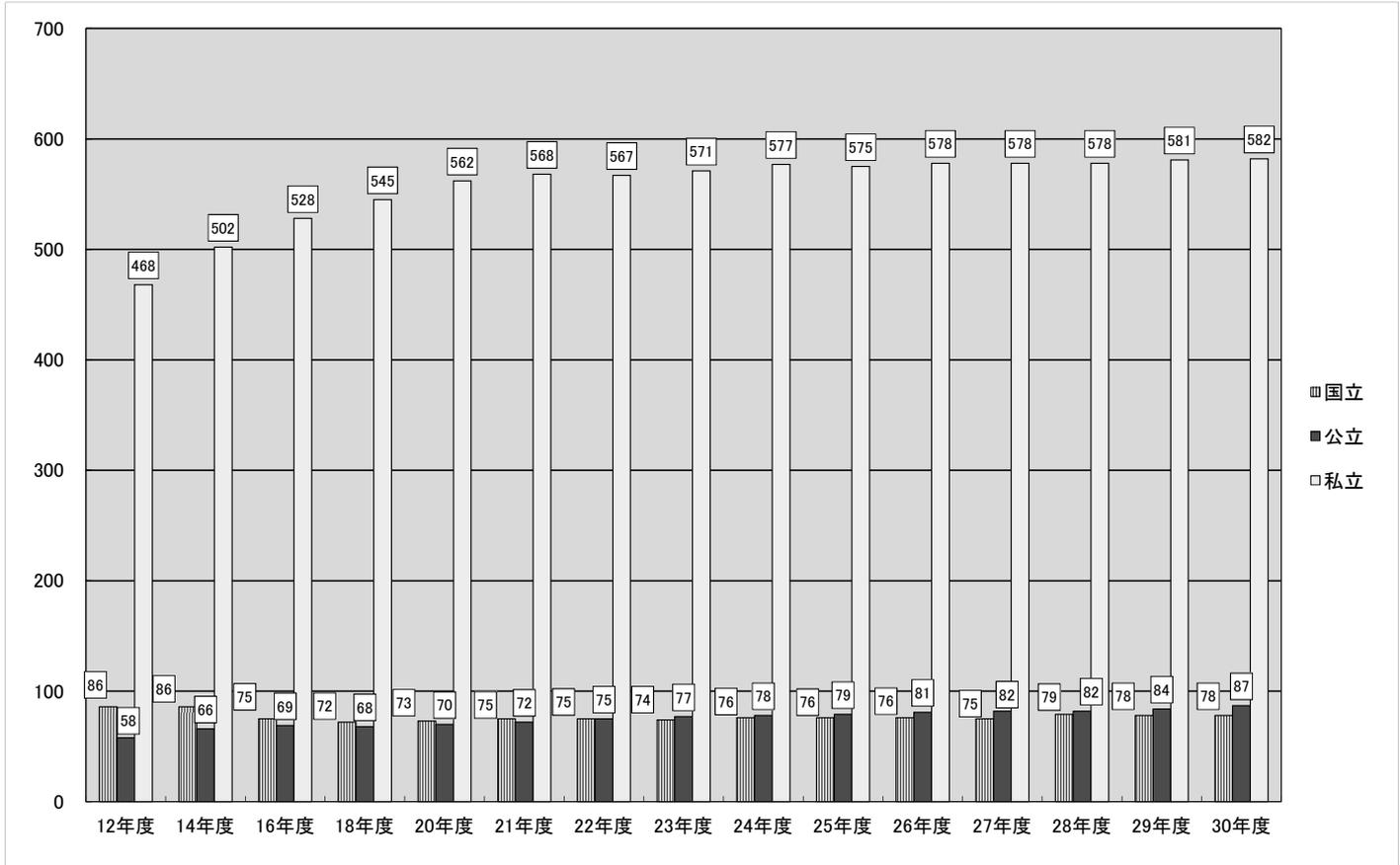
AO入試の実施状況(入学者数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試を經由した入学者が大きく増加



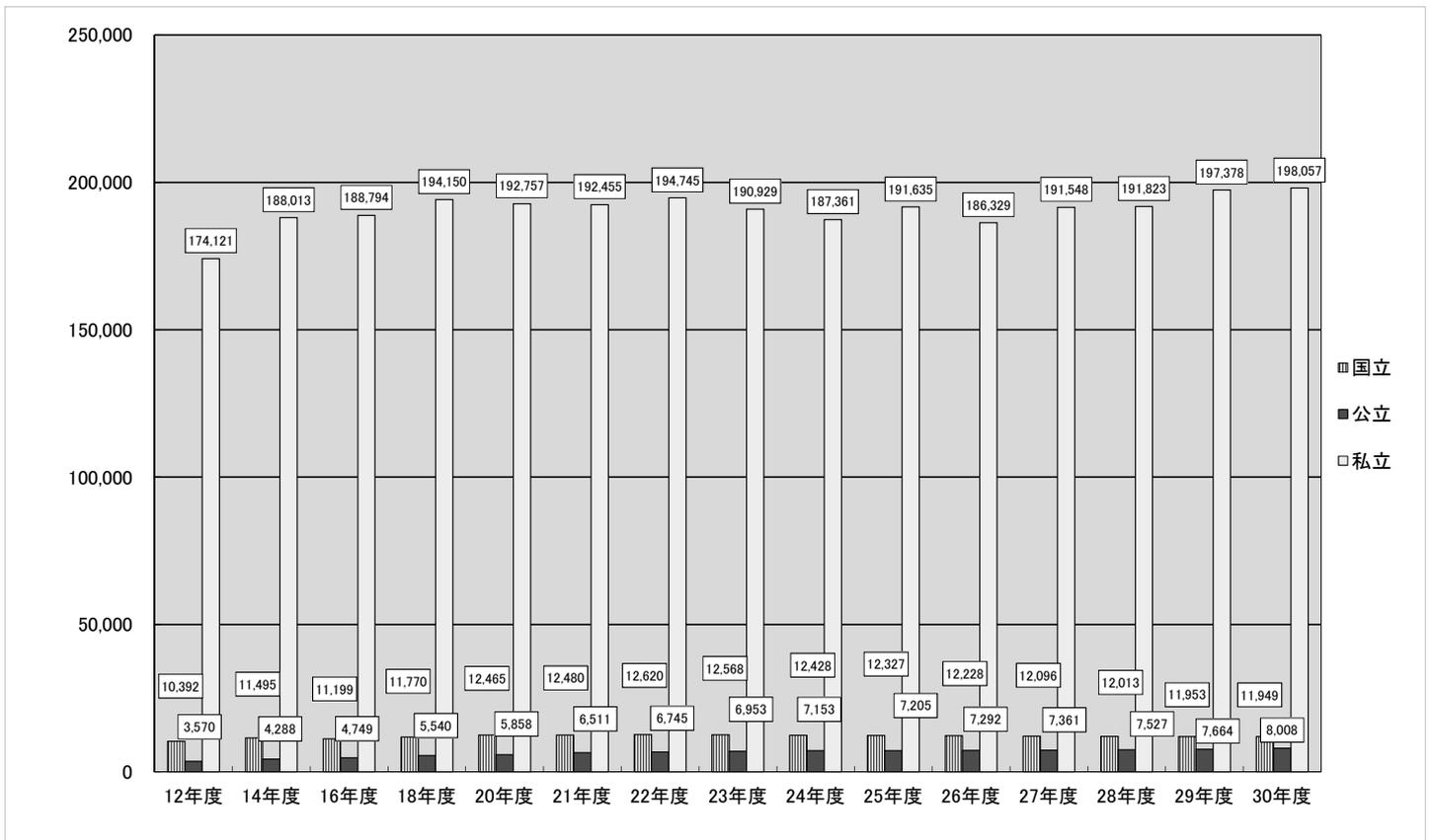
推薦入試の実施状況(実施大学数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、推薦入試を実施する大学数が増加



推薦入試の実施状況(入学者数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、推薦入試を経由した入学者が大きく増加



国立大学の入試状況

○大学による差異が小さい

志願者/募集人員

合格者/志願者

入学者/合格者

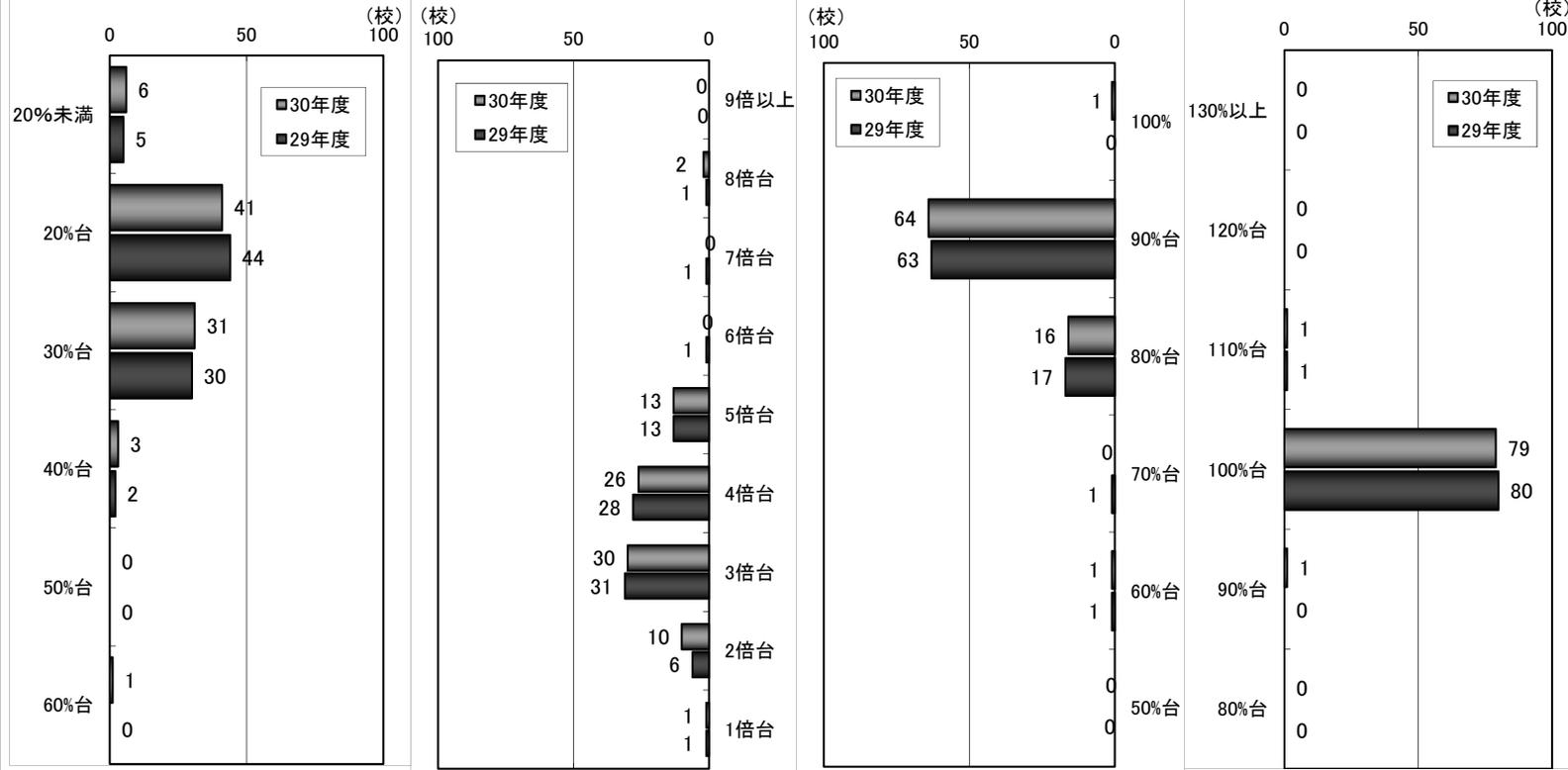
入学者/募集人員

合格率の分布

志願倍率の分布

歩留率の分布

定員充足率



公立大学の入試状況

○国立大学と同様、大学による差異が小さい

志願者/募集人員

合格者/志願者

入学者/合格者

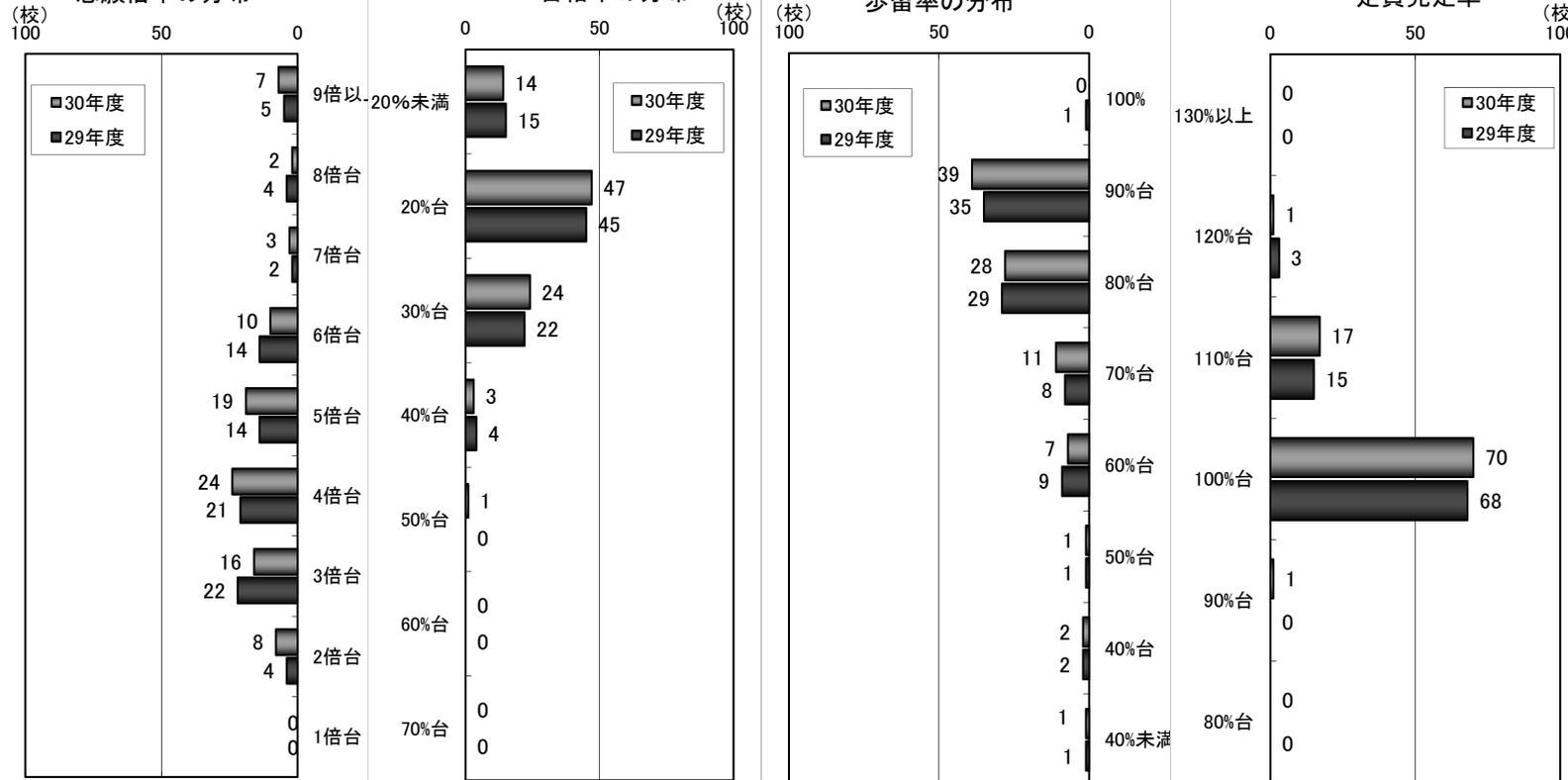
入学者/募集人員

志願倍率の分布

合格率の分布

歩留率の分布

定員充足率



私立大学の入試状況①

- 大学によって入試状況のバラツキが大きい
- 志願倍率は2極化

志願者/募集人員

合格者/志願者

入学者/合格者

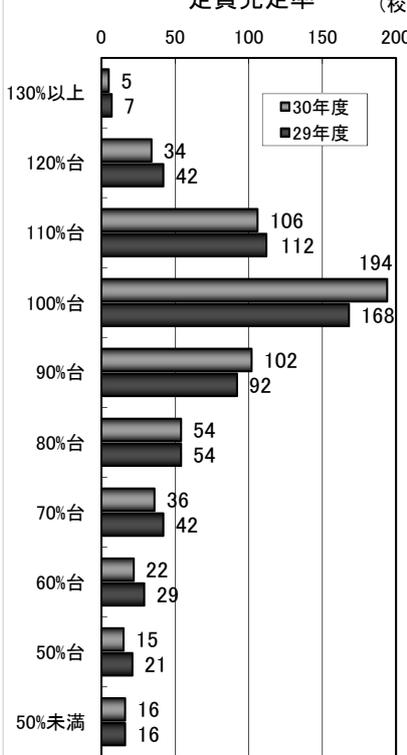
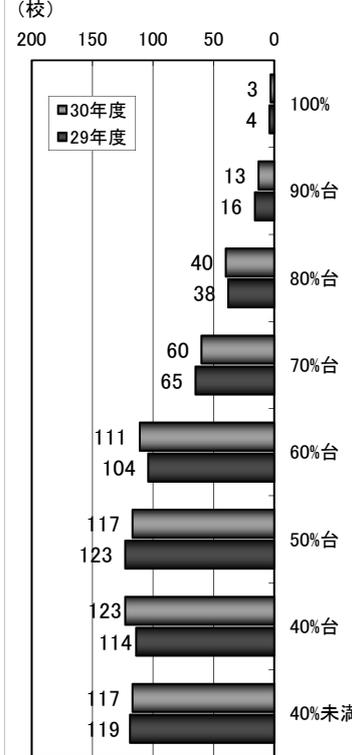
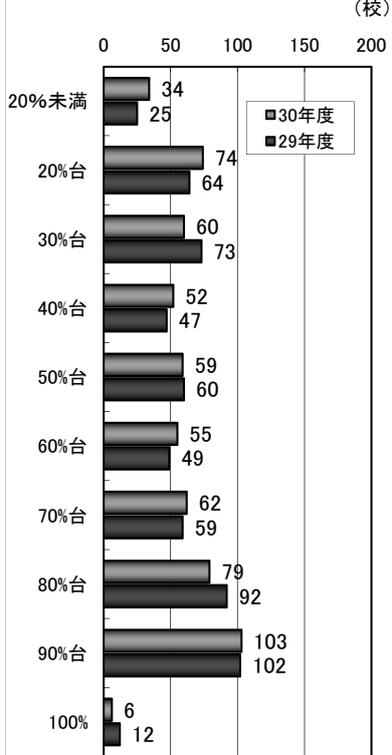
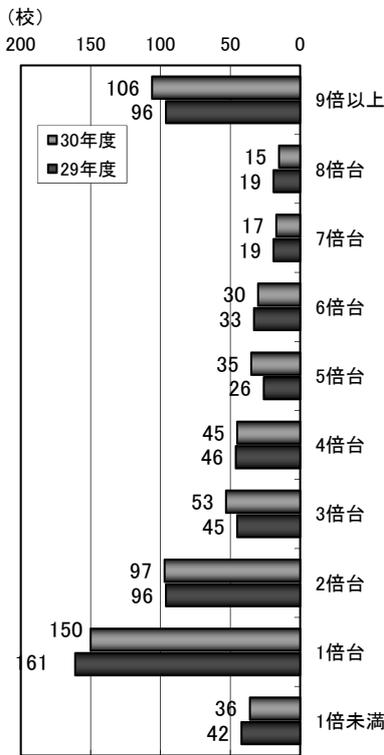
入学者/募集人員

志願倍率の分布

合格率の分布

歩留率の分布

定員充足率



私立大学の入試状況②

- 全大学の4割が定員割れ
- 定員割れしている大学の志願倍率は低い
- 定員割れしている大学ほど推薦、AOの実施率が高く、選抜方法が多様化している。

平成30年度私立大学 定員充足率

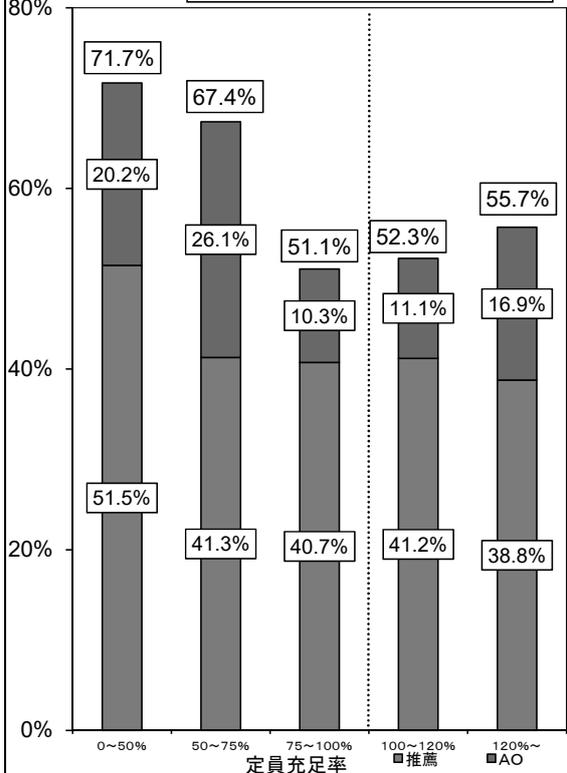
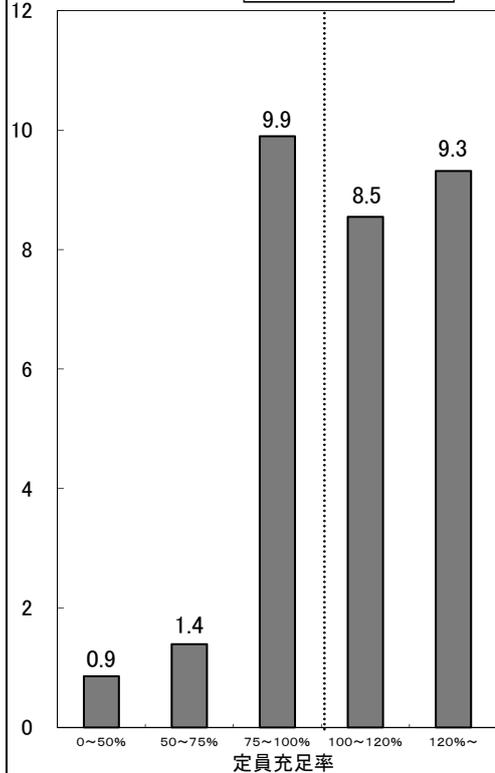
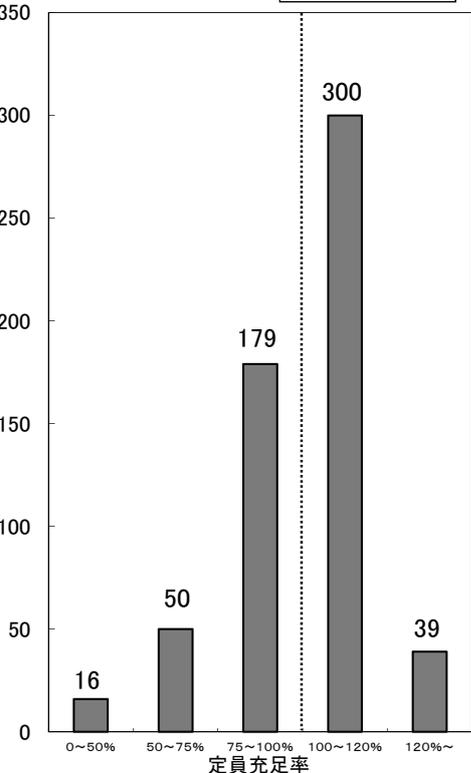
平成30年度私立大学 志願倍率

平成30年度私立大学 推薦入学・AO選抜入学率

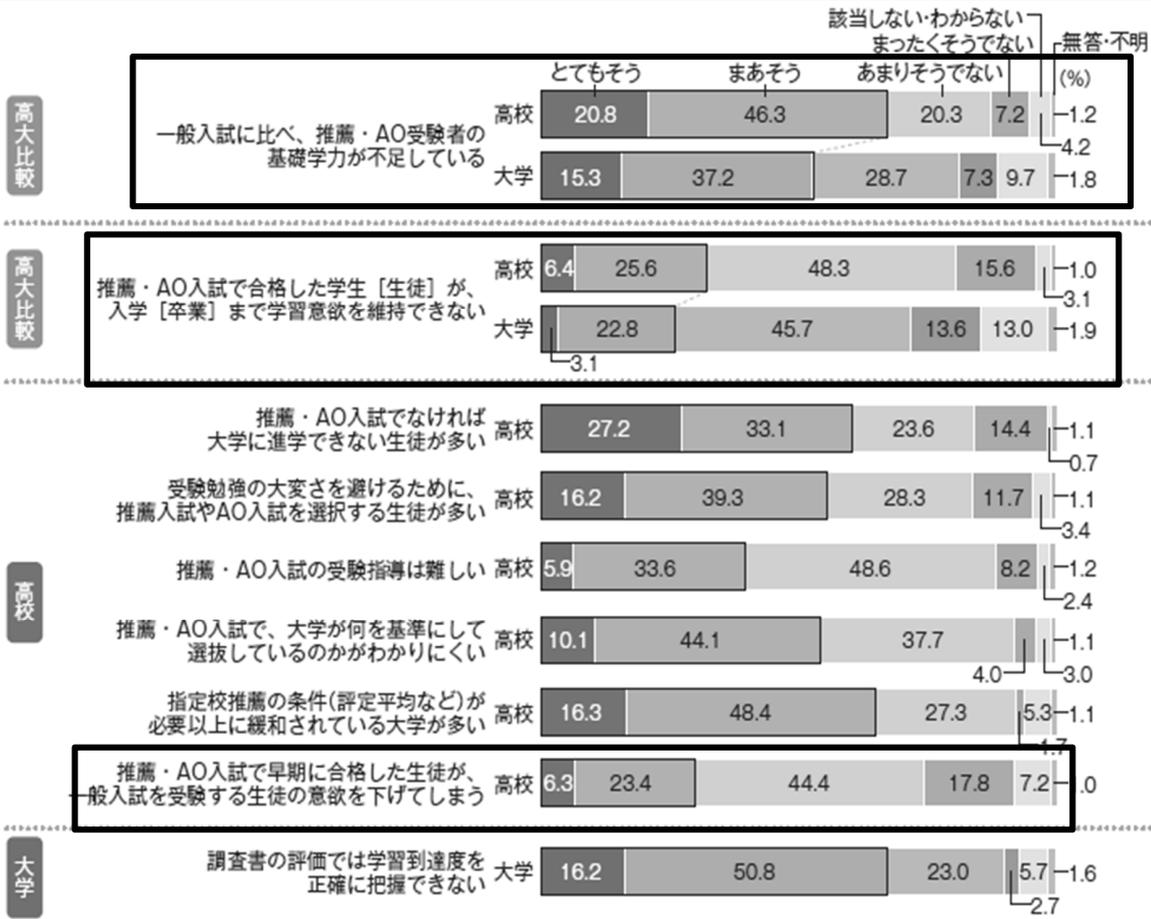
入学者/募集人員

志願者数/募集人員

推薦入試+AO入試入学者数/全入学者数



推薦・AO入試に関する調査結果



(出典) ベネッセ教育総合研究所「高大大接続に関する調査(2013年)」

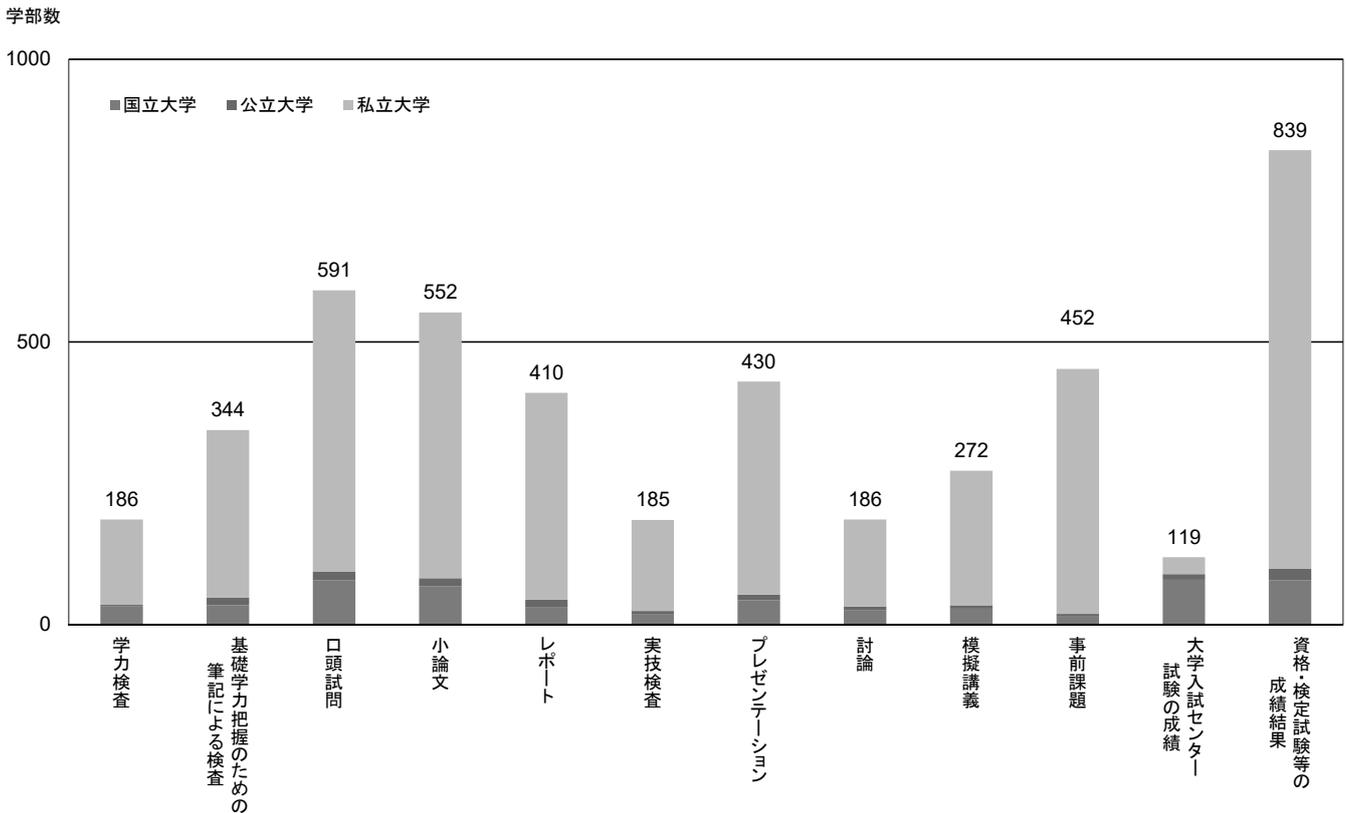
【調査対象】
 ・全国の高等学校の校長
 ・全国の大学の学科長

【有効回答数】
 ・高校1,228名(配布数2,500通、回収率49.1%)
 ・大学2,012名(配布数5,060通、回収率39.8%)

【調査時期】
 ・2013年11月～12月

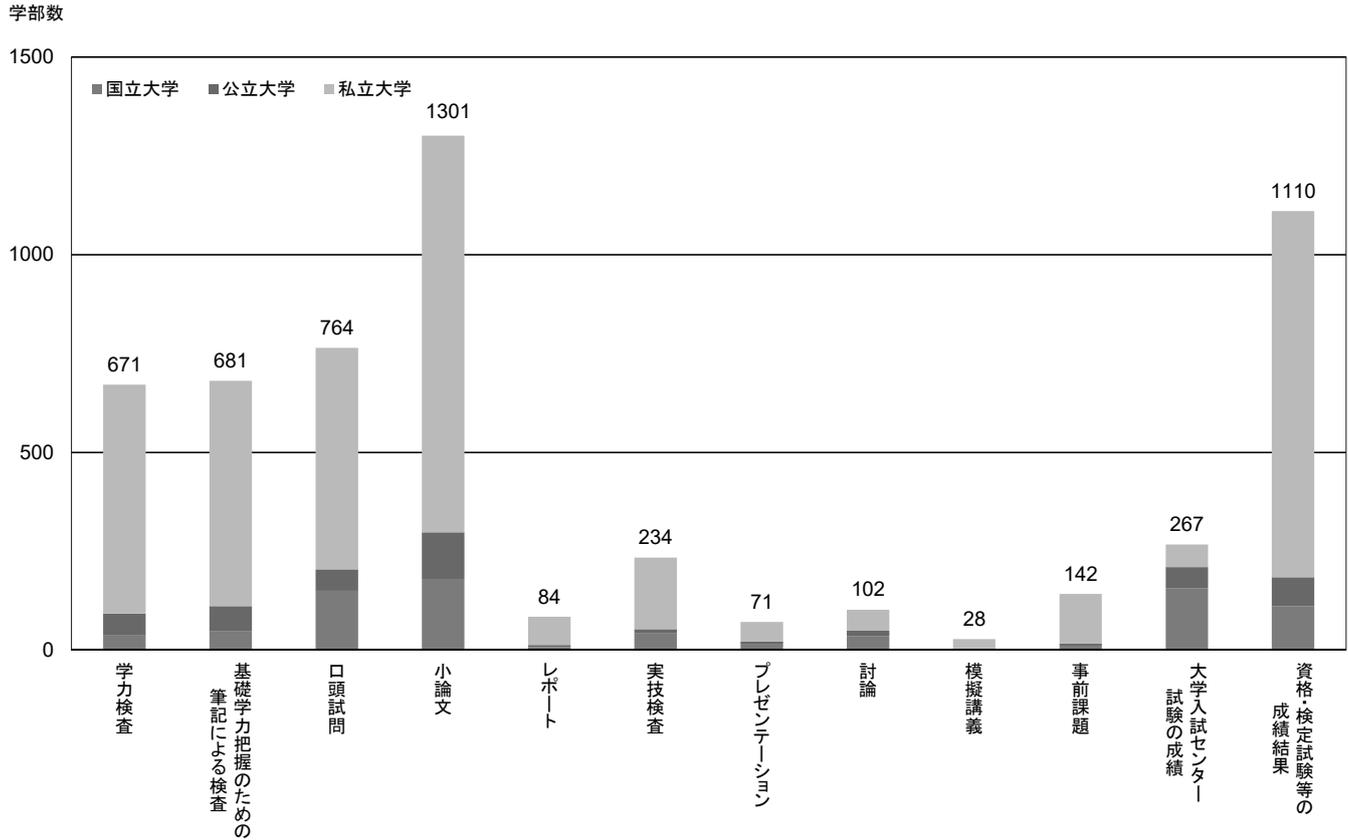
平成28年度AO入試における学力把握措置状況

〇AO入試を実施する学部(1,387学部)における学力把握措置



平成28年度推薦入試における学力把握措置状況

○推薦入試を実施する学部(2,170学部)における学力把握措置

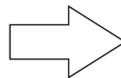


地区別動向（国公立大学志願状況・一般入試）

○平成30年度入試：地区により志願者の傾向にバラツキ

<28年度⇒29年度>

地区名	平成29年度志願者数(人)		
	平成29年度志願者数(人)	対28年度比	
		増▲減	増減指数
北海道	24,097	▲1,251	95.1
東北	32,787	▲3,170	91.2
北関東	27,579	▲1,933	93.5
首都圏	81,860	3,267	104.2
北陸甲信越	47,421	862	101.9
東海	45,881	596	101.3
近畿	78,812	33	100.0
中国・四国	71,036	2,481	103.6
九州	61,313	▲1,743	97.2
合計	470,786	▲858	99.8



<29年度⇒30年度>

地区名	平成30年度志願者数(人)		
	平成30年度志願者数(人)	対29年度比	
		増▲減	増減指数
北海道	24,046	▲51	99.8
東北	34,903	2,116	106.5
北関東	26,984	▲595	97.8
首都圏	79,470	▲2,390	97.1
北陸甲信越	49,086	1,665	103.5
東海	43,574	▲2,307	95.0
近畿	75,645	▲3,167	96.0
中国・四国	70,554	▲482	99.3
九州	61,446	133	100.2
合計	465,708	▲5,078	98.9

地区別動向（私立大学志願状況・一般入試）

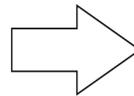
○平成30年度入試：全体的に志願者が増加傾向

＜28年度⇒29年度＞

地区名	平成29年度志願者数（人）		
	対28年度比		
	増▲減	増減指数	
北海道	35,281	2,224	106.7
東北	43,446	1,424	103.4
北関東	21,229	1,305	106.6
首都圏	1,881,720	123,863	107.1
中部	320,218	38,159	113.5
近畿	795,181	73,004	110.1
中国・四国	62,373	▲80	99.9
九州	128,514	7,109	105.9
合計	3,287,962	247,008	108.1

＜29年度⇒30年度＞

地区名	対29年度増減指数
北海道	102.0
東北	95.8
北関東	107.7
首都圏	107.6
中部	106.8
近畿	109.1
中国・四国	102.0
九州	103.7
合計	107.4



※予備校データによる。

一般入試において面接、小論文等を課す国公立大学（平成31年度入試）

区分	平成31年度					
	国立		公立		計	
	大学	学部	大学	学部	大学	学部
入学者選抜の実施 大学・学部数 《募集人員》	82	401	90	202	172	603
	《 95,319 》		《 31,371 》		《 126,690 》	
小論文	65 (79.3)	164 (40.9)	66 (73.3)	103 (51.0)	131 (76.2)	267 (44.3)
総合問題	23 (28.0)	37 (9.2)	16 (17.8)	19 (9.4)	39 (22.7)	56 (9.3)
面接	69 (84.1)	171 (42.6)	61 (67.8)	89 (44.1)	130 (75.6)	260 (43.1)
実技検査	49 (59.8)	55 (13.7)	17 (18.9)	21 (10.4)	66 (38.4)	76 (12.6)
リスニング	10 (12.2)	20 (5.0)	2 (2.2)	3 (1.5)	12 (7.0)	23 (3.8)

- (注) 1. 本表は、平成30年7月末現在で集計したものである。（設置認可申請中等の予定のものを含む。）
 2. 学部内の募集単位により選抜方法が異なる場合には、それぞれの箇所計上している。
 3. () 書きは、入学者選抜実施大学・学部数に対する割合を示す
 4. 募集人員に外国人留学生を対象とする選抜分は含まない。

大学入試センター試験の概要

【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学が共同して実施。

【平成31年度大学入試センター試験】

<試験期日>

- ・本試験：平成31年1月19日(土)、20日(日)
- ・追(再)試験：平成31年1月26日(土)、27日(日)
- ※試験は1/13日以降の最初の土日に実施

【平成31年度大学入試センター試験】

<志願者数、利用大学数等>

- ・志願者数：576,830人
[対前年度▲5,841人]
- ・試験場数：693試験場
[対前年度▲2試験場]
- ・利用大学数：703大学
[対前年度+6大学]
- 149短期大学
[対前年度▲2短期大学]
- (国公私別)
 - 国立 82大学 [100%]
 - 公立 90大学 [100%]
 - 私立 531大学 [90%]
 - 公立 13短期大学 [100%]
 - 私立 136短期大学 [40%]

※利用大学数の割合の母数は、平成30年度学校基本調査(速報値)より。

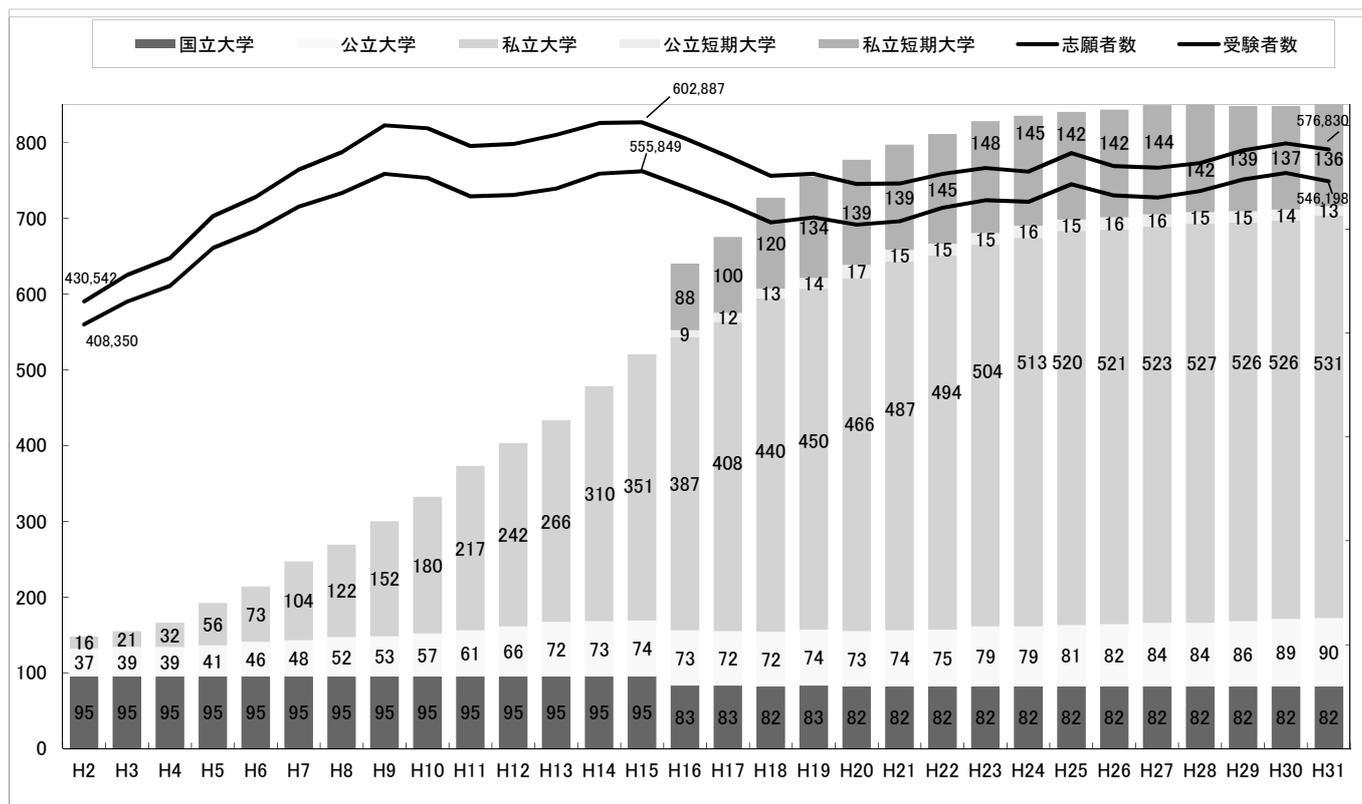
【平成31年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目(第1回(平成2年) 5教科18科目)

期 日	出題教科・科目	試験時間	
平成31年 1月19日(土)	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理、政治・経済」	2科目受験 9:30~11:40 1科目受験 10:40~11:40
	国 語	「国語」	13:00~14:20
	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」	【筆記】 15:10~16:30 【リスニング】 「英語」のみ 17:10~18:10
1月20日(日)	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30~10:30
	数学①	「数学I」「数学I・数学A」	11:20~12:20
	数学②	「数学II」「数学II・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」	13:40~14:40
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目受験 15:30~17:40 1科目受験 16:40~17:40

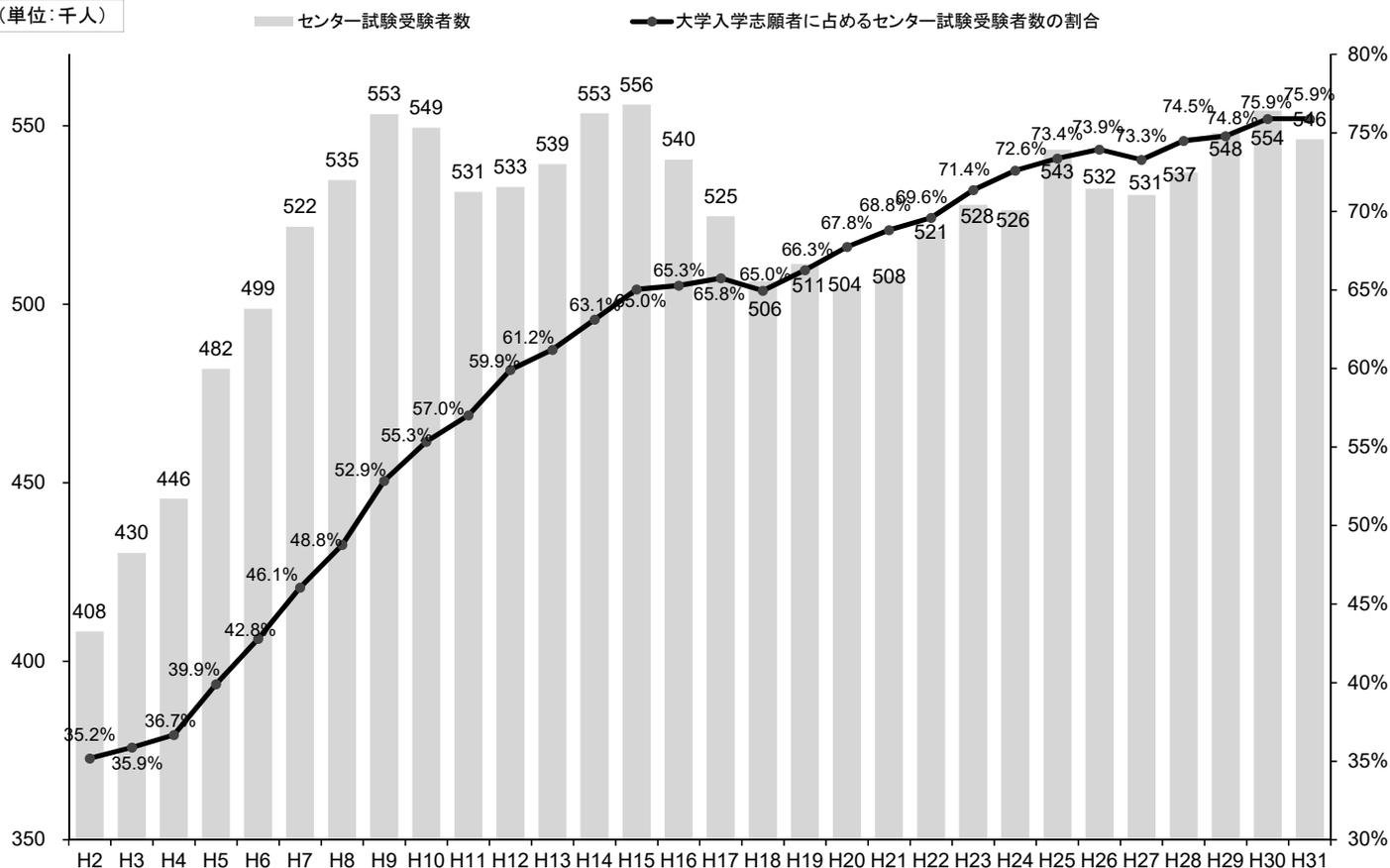
大学入試センター試験参加大学数及び志願者・受験者数の推移

- 平成2年度の第一回試験から平成31年度試験で30回目の実施(平成18年度試験から英語リスニングを実施し、平成31年度試験で14回目の実施)。
- 参加大学については、第一回から年々増加しており、平成31年度試験参加大学数は国公私合計852大学(うち149短期大学)。
- 志願者数については、平成15年度試験の602,887人がピーク。平成31年度試験の志願者数は576,830人(対前年5,841人減)。



センター試験受験者数と大学入学志願者に占めるセンター試験受験者数割合

(単位:千人)



平成31年度大学入試センター試験（本試験）科目別受験者数及び平均点について

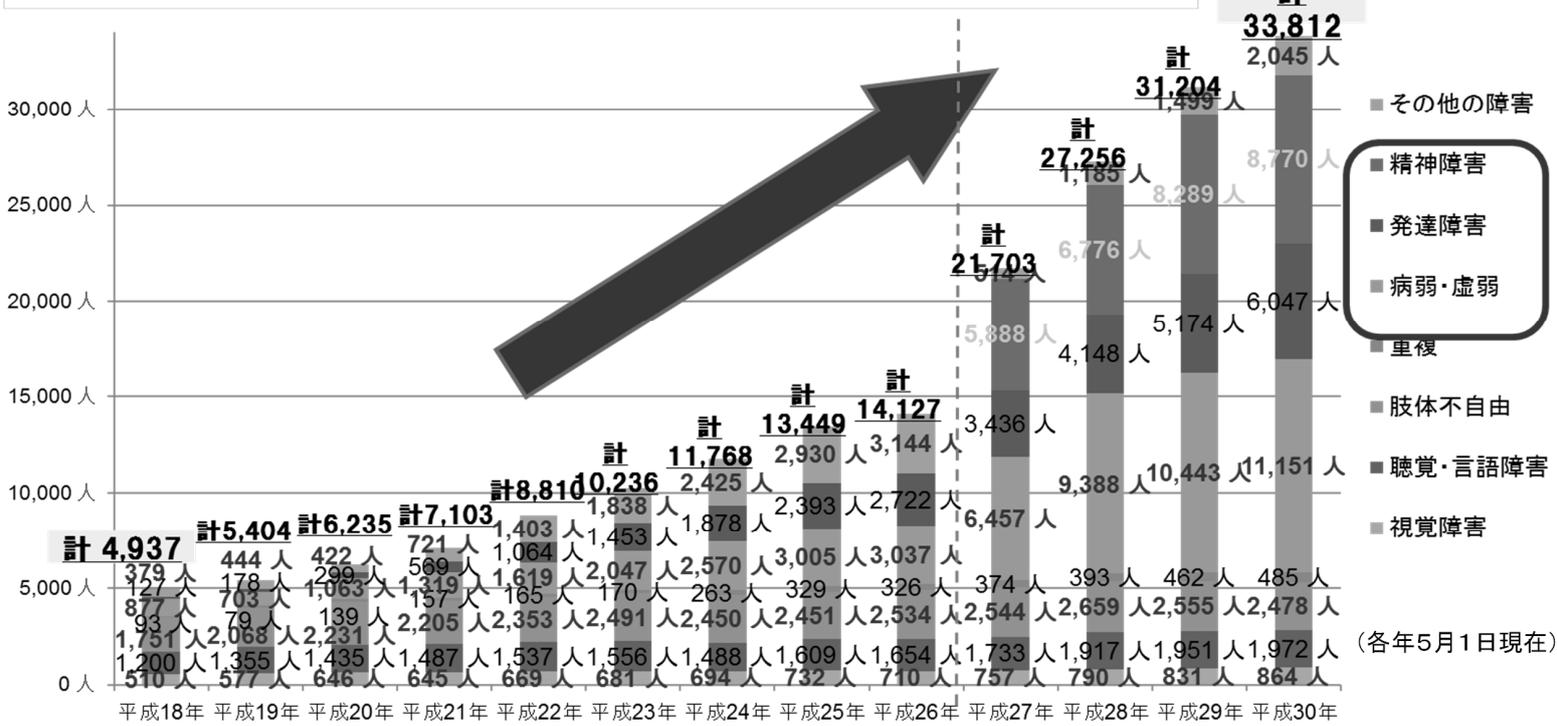
受験者数 545,707人

教科名	科目名	受験者数	平均点	最高点	最低点	標準偏差	
国語 (200点)	国語	516,858	121.55 (60.77)	200 (100)	0 (0)	36.77 (18.38)	
	数学① (100点)	5,362	36.71	97	0	19.76	
地理歴史 (100点)	世界史 A	1,346	47.57	100	0	17.83	
	世界史 B	93,230	65.36	100	0	21.94	
	日本史 A	2,359	50.60	100	0	18.66	
	日本史 B	169,613	63.54	100	0	20.33	
	地理 A	2,100	57.11	100	6	16.53	
	地理 B	146,229	62.03	100	0	16.11	
	理科① (50点)	物理基礎	20,179	30.58 (61.16)	50 (100)	0 (0)	12.21 (24.42)
	理科② (100点)	化学基礎	113,801	31.22 (62.44)	50 (100)	0 (0)	10.63 (21.26)
	公民 (100点)	現代社会	75,824	56.76	100	0	15.56
		倫理	21,585	62.25	100	0	16.25
政治・経済		52,977	56.24	100	0	15.53	
倫理, 政治・経済		50,886	64.22	100	0	14.66	
【筆記】 (200点)		英語	537,663	123.30 (61.65)	200 (100)	0 (0)	43.59 (21.79)
ドイツ語		118	152.21 (76.10)	200 (100)	36 (18)	44.49 (22.24)	
フランス語		102	138.64 (69.32)	200 (100)	35 (17)	41.78 (20.89)	
中国語		665	150.89 (75.44)	200 (100)	35 (17)	32.39 (16.19)	
韓国語		174	126.25 (63.12)	196 (98)	20 (10)	46.91 (23.45)	
【リスニング】 (50点)		英語	531,245	31.42 (62.84)	50 (100)	0 (0)	10.13 (20.26)

(注) 平均点、最高点、最低点及び標準偏差欄の()内数値は、100点満点に換算したものである。

障害のある学生の在籍者数

出典：平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人）
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害のある学生の在籍者数

（出典：平成28～30年度障害のある学生の修学支援実態調査（日本学生支援機構））

学校種別	学生数			障害学生数			障害学生在籍率(※1)		
	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年
全体	3,187,644	3,198,451	3,212,010	27,256	31,204	33,812	0.86%	0.98%	1.05%
大学	2,983,922	2,999,971	3,020,539	24,687	28,430	30,190	0.83%	0.95%	1.00%
短期大学	146,904	141,759	134,785	1,411	1,434	1,920	0.96%	1.01%	1.42%
高等専門学校	56,748	56,721	56,686	1,158	1,340	1,702	2.04%	2.36%	3.00%
学校種別	支援障害学生数(※2)			支援障害学生在籍率			障害学生支援率(※3)		
	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年
全体	13,849	15,573	17,091	0.43%	0.49%	0.53%	50.8%	49.9%	50.5%
大学	12,767	14,346	15,366	0.43%	0.48%	0.51%	51.7%	50.5%	50.9%
短期大学	544	508	750	0.37%	0.36%	0.56%	38.6%	35.4%	39.1%
高等専門学校	538	719	975	0.95%	1.27%	1.72%	46.5%	53.7%	57.3%

（各年5月1日現在）

- 障害学生数は33,812人で、全学生の1.05%（※）にあたる
- 33,812人のうち、大学の支援を受けている学生は17,091名で、全体の0.53%
- 障害のある学生のうち、支援を受けている学生は50.5%

（※）米国・英国での同種の調査では10%を超える

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → **取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理**
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ → **取組の具体的な進め方と留意事項を整理**
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

障がいのある学生の修学支援に関する検討会(平成24年度)

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局長決定により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」(座長:竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授)を開催。
- 計9回にわたり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)同合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、同年12月に第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保: 障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開: 障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程: 権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等: 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制: 大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備: 安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。
など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- ①大学入試の改善 ②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ、H24.12） 入試関係抜粋

本報告（第一次まとめ）本文は、文部科学省ホームページ：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm に掲載。

5. 大学合理的等における配慮

(2) 情報公開

各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるようにアクセシブルにすることが望まれる。

(4) 教育方法等

（公平な試験の配慮）

入試や単位認定等のための試験においては、点字や拡大文字等による情報保障、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等により、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるよう配慮する。

6. 国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき事項

(2) 中・長期的課題

① 大学入試の改善

（配慮の内容の公開）

○ 障害種別が同一でもその程度が異なれば、実施すべき配慮の内容は異なり、重複障害の場合もあることから、センターにおいては、今後、障害のある受験生に実施した配慮毎にその内容を公開することが望まれる。プライバシーに配慮しつつも、障害の種類・程度・重複の有無と、これらに基づいた配慮の内容がセンターにおいて公開されることにより、障害のある受験生やその指導教員が、その情報を基に想定される配慮の内容を知ることが可能となる。

○ また、各大学等においても、センターと同様に障害のある学生に実施した配慮毎にその内容を公開することが望まれる。

（配慮の決定の改善）

○ 入試における障害のある受験生への配慮の決定に際して、センター試験の場合、障害等の種類・程度に応じて類型化された特別措置の内容から特別措置申請者が希望するものを選択することを基本としつつも、それぞれの配慮の必要性を専門家が判定をしている。

○ 今後、入試における具体的な配慮の決定にあたっては、障害のある申請者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるとともに、センター試験及び各大学等の受験を予定している障害者一人一人のニーズに応じた配慮がなされるよう、一層の改善が図られるべきである。

② 高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化

○ 高校及び特別支援学校と大学等の接続の円滑化の推進が必要である。

○ 高校等から大学等への移行過程においては、障害のある生徒本人が自らの困難を理解し、必要な支援を把握し、本人の意思決定に基づき周囲に支援を求めることが可能となるよう、自立を目指したサポートを行うことが望まれる。

5

障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度） 第二次まとめ（概要）

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。（第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。

- ①事前の改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)
- ③合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

- (1) 教育環境の調整
変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。
- (2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)
高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。
- (3) 大学等から就労への移行(就職)
障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。
- (4) 大学間連携を含む関係機関との連携
地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い検討が望まれる。
- (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置
組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。
- (6) 研修・理解促進
教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。
- (7) 情報公開
支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

6

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ, H29.3) 入試関係抜粋

第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

① 不当な差別的取扱い

不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業(講義、実習、演習、実技、実験)、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生するという認識が不可欠である。

6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

⑥ 入試や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更等を行なう。その際、支援の在り方について事前に検討できるよう、試験の形式や、評価基準について、シラバス等に明記する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等(以下、「高校等」という。)に在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たって、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を大学等へ円滑に引き継げるように留意するとともに、これらの学校に対して大学等から支援体制や制度、取組について情報発信を強化していくことが重要である。このため、大学等は、以下の点に留意して関連の取組を進めることが必要である。

- ① 高校等が作成している個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、教育支援内容の効率的な引継ぎを図る。
- ② 支援の連続性の観点から、個別の支援情報を外部の機関と共有することが求められる場合が多いが、これらの共有・引継ぎに当たっては、障害のある生徒・学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人(必要に応じて保護者も)の同意を得た上で行なう。
- ③ 障害のある入学希望者等からの問合せを受け付ける相談窓口等を整備するとともに、これらの相談窓口や、入試時・入学後に受けられる支援内容について、オープンキャンパスや入学説明会等の機会を利用し、生徒や保護者、高校等の教職員に幅広く発信するよう努める。
- ④ 必要な支援を適切に提供することによって、能力を發揮することが可能となったケース、目標を達成したモデルケースについて、障害のある学生本人の同意を得た上で大学等が積極的に発信する。それにより、障害のある生徒の大学等進学への意欲を喚起するとともに、高校等における進路指導での活用につながると思われる。
- ⑤ 入学後の環境の変化や、障害の状態の変化、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、高校等在籍時に比べ教育活動や生活上の困難・不適応が顕著になるケースもある。そのため、高校等在籍時の支援状況如何に関わらず、支援の在り方については大学等入学後にも検討する。

7

大学等への支援

財政支援

- 国立大学法人運営費交付金
- 私立大学等経常費補助金(一般補助)
- 社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業

日本学生支援機構による支援

1. 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」、「合理的配慮ハンドブック」
2. 「障害のある学生への支援・配慮事例」
3. 「障害学生実務者育成研修会」の実施
4. 「体制整備支援セミナー」の実施
5. 「専門テーマ別セミナー」の実施
6. 「大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
7. 「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集

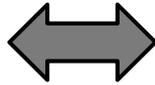
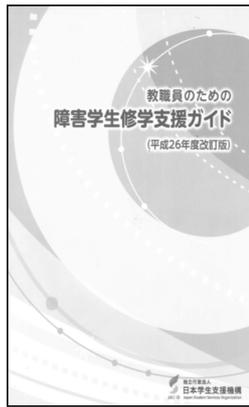
「障害学生修学支援ネットワーク事業」: 障害学生に対する先進的な支援を行っている大学を拠点校(9校※)とし、日本学生支援機構と協力してセミナーや他大学からの相談受付を実施

※札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学

8

1. 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」、「合理的配慮ハンドブック」

(http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html)



平成30年3月に、『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』を発行。

障害のある学生の支援にあたり、支援の基本的な考え方や参考となる情報を掲載。左図の冊子の他、JASSOのHPに掲載。

共通

学内の支援体制の整備に参考となる情報を掲載

障害種別

各障害の特徴の説明や、支援が求められる場面一覧、具体的な支援方法を掲載

近年増加が顕著な「精神障害」について、新たに章立てし、大学等において想定される各場面での支援の参考となる情報をより詳細に掲載

関連情報

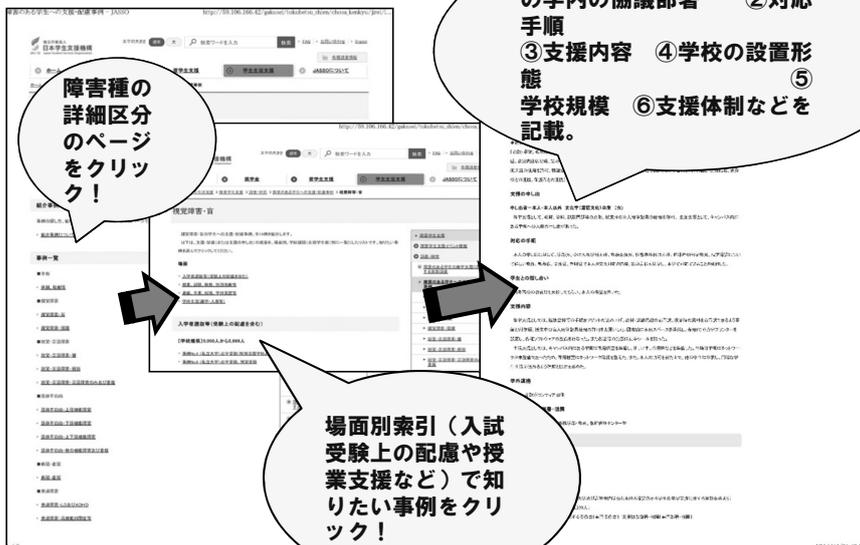
障害のある学生の支援に参考となるウェブサイト(Web)・図書等を掲載

2. 「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」

WebサイトURL

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html

日本学生支援機構のHPにおいて、大学等の支援・配慮事例（視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害の計188例）を紹介



※ 当該HPは、リニューアルにより一部変更されている場合があります。

視覚障害

- 点訳・墨訳
- 教材の拡大等

聴覚・言語障害

- パソコンテイク・ノートテイク
- 手話通訳等

肢体不自由

- 教室内座席配慮
- 実技・実習配慮等

病弱・虚弱

- 試験時間延長・別室受験等

発達障害

- 注意事項等文書伝達
- 休憩室の確保
- 学習指導(履修・学習方法等)
- 社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)等

3. 障害学生支援実務者育成研修会

・目的: 講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成

【H29年度実績】

◇基礎プログラム: 2回(8月)〈東京・大阪〉

◇応用プログラム: 9月と12月に分けて実施〈東京〉

4. 体制整備支援セミナー

・国の障害者施策に関する最新情報、障害学生への修学支援体制に関する講演や国内外の障害学生と大学等との紛争、解決事例、障害学生支援体制の整備が近年進展した事例等を紹介

【H29年度実績】 4回 仙台、東京、大阪、福岡

5. 専門テーマ別セミナー

・障害学生支援の充実に資するため、専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を実施する。

【H29年度実績】 4回、東京3回・仙台1回 テーマ:「発達障害」「高大連携」等

6. 障害のある学生の修学支援に関する実態調査

・平成29年度分の調査と平成17年度からの平成28年度調査結果の分析を実施

7. 「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集

背景

- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての国公立大学等において、学生を含む障害者への差別的取扱い及び合理的配慮の不提供の禁止が義務化ないし努力義務化される。
- これに伴い、法施行後に、障害学生と大学等との間における、これらの差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争の増加が予想される。
- したがって、日本学生支援機構において、これらの紛争の防止や解決に関する具体例や裁判例を収集・分析・公表・普及することにより、大学等における障害学生支援の取組を促進することが重要となっている。

取組

➤ 収集

- 平成28年度以降、新たに発生したものを中心に、平成27年度以前のものも加えた、障害学生と大学等間で発生した差別的取扱い、紛争の防止及び解決に関する具体例並びに裁判例を以下の方法により収集。
 - ・ 大学等への調査票の配布・回収
 - ・ 関係機関(大学、法務省、地方公共団体等)ヒアリング
 - ・ 随時の情報提供の受付

➤ 分析

- 収集した事例を基に、有識者からなる協力者会議にて、詳細な分析を行う。

➤ 公表・普及

- 収集事例と分析結果は ホームページ で公表する他、事例普及セミナーを開催し、大学等関係者への普及活動を行う。

第4次障害者基本計画(H30.3.30閣議決定)

- 障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画（第3次基本計画は、平成25年9月27日閣議決定）
- 第4次基本計画期間：平成30年度から34年度までの概ね5年間

Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興 ✓平成30年2月16日からパブリックコメントが行われている基本計画の文案（高等教育部分の抜粋）

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。



第4次障害者基本計画(H30.3.30閣議決定)

障害者基本計画 関連成果目標 ✓平成30年2月16日からパブリックコメントが行われている基本計画における成果目標の案

9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

指標	現状値(直近の値)	目標値
障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	80% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	69% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	36% (平成28年度)	100% (平成34年度)
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	92.1% (平成28年度)	100% (平成34年度)
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	38% (平成28年度)	100% (平成34年度)
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	34% (平成28年度)	100% (平成34年度)
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	—	100% (平成34年度)
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	21% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	23% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	80% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)

入学者選抜において実施した特別措置の内容

○平成30年度入学者選抜において実施した特別措置の内容については以下のとおり。

・実施校数が多いのは「その他」を除けば、「別室を設定」が最も多く(246校)、次いで「補聴器の持参使用」(198校)、「試験時間の延長」(172校)と「トイレに近接する試験室に指定」(172校)。

・障害種別では「視覚・言語障害」についての実施が最も多い(265校)。

措置事項	点字問題を点字で解答	拡大文字問題の準備	拡大解答用紙の準備	音声で出題し音声で解答	マークシートに替えて文字で回答	チェック解答	試験時間の延長	照明器具の準備	特製机の使用	拡大鏡等の持参使用	補聴器の持参使用	車椅子等の持参使用	松葉杖の持参使用	パソコン等の持参使用	手話通訳者の付与	文書による伝達	窓側の明るい席の指定	トイレに近接する試験室に指定	別室を設定	試験室を一階に設定	介助者の付与	試験場への車での入構許可	その他	特別措置を実施した学校数
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
視覚障害	17	69	44	0	9	17	67	10	13	56	0	1	1	7	0	4	8	3	59	2	10	8	47	108
聴覚・言語障害	0	0	0	0	0	0	14	0	0	1	198	3	0	3	32	157	2	5	41	4	6	14	179	265
肢体不自由	0	14	21	0	1	23	67	5	59	1	1	144	60	11	0	1	1	90	91	62	58	110	114	217
病弱・虚弱 重複	0 1	3 4	4 4	0 0	0 1	5 4	22 14	0 0	9 9	3 5	2 2	20 17	6 3	2 5	0 2	1 4	2 1	61 12	88 17	20 7	8 13	43 21	114 25	160 35
発達障害 (診断書有)	0	13	12	0	2	14	65	0	0	4	0	1	1	0	0	54	4	15	111	3	5	11	70	149
精神障害	0	0	2	0	0	2	10	0	1	1	1	2	0	2	0	8	1	52	87	7	3	12	94	146
その他の障害	0	2	3	0	0	2	6	1	3	2	0	5	1	2	0	1	0	69	55	5	3	22	110	143
実施校数	17	88	74	0	12	44	172	14	74	68	198	167	66	24	32	180	18	172	246	80	84	166	317	459

※ 特別措置した校数は、大学(大学院、大学院大学及び専攻科を含む)、短期大学(大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科含む)、高等専門学校(専攻科を含む)

(平成30年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(日本学生支援機構)より作成)

IV. 設置認可申請中の大学等におけるPR活動及び学生募集について